

日英高幹部令

一 日英高幹部令は争議の目的を貫徹せしむる爲め
あつた産業委員会を監督し目的の完成を期せ
しめらるる

二 日英高幹部令は懲罰委員を中央及各部に於て
産業委員と同数選出—懲罰事項を取扱はす
せらるる

三 日英高幹部令は從來存する交渉委員を
理系委員(保身)令討委員(通信委員)と之の
置いつおまゝとする。それで各部に於て之を
選出—
おろす下さい

(七月十三日)

十三日降雨で日英高幹部令は本工場職員の各受持場を就て
依り組織
業の状態を續て或は圍基を或は夜睡スルモノアリ職工中各所ニ於て
日英高幹部令は演説を爲すモノアリ職首職工、野合者等ハ「会社は
誰の爲ナク仲裁者を出テサレハ社局員も亦ナク餘儀ナキニ
至ル」云々と述べ製鉄工場ニテハ明石其ハ之際永田平議最後ノ
勝利労働者側ニ在リ本問題も亦勝利ハ五五々ニセリト「日英高
幹部令は隊派中退職工解雇之理由ナキヲ唯々シシ其他階級ニ類
似ノ演説行ハシ字在ニ至リテ明十四日工場閉鎖ノ模範アリト傳
へられ各委員之ヲ懲罰シ明日出勤後ニ於テハ對策ヲ発表シ
休業ヲ發表シ場合ハ警察官等軍隊等モ動シ会社ヲ援助スル
キニ依リ今山下大倉山寺ニ會合シ取締上ノ依り是ニ對シ大示
威運動ヲ行フン等一取沙汰セラレ造船工作部ホコ工場
等夫々揚示シテ注意喚起セリ以同本工場鋪物工場ニテハ